

委員会提案

美濃加茂市議会
第2回定例会追加議案

令和4年6月24日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第45号	中濃二次医療圏の新たな救命救急センター指定を求める意見書について	1

議第45号

中濃二次医療圏の新たな救命救急センター指定を求める意見書について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和4年6月24日提出

議会運営委員長 牧田秀憲

美濃加茂市議会議長 渡辺義昌様

中濃二次医療圏の新たな救命救急センター指定を求める意見書

中濃二次医療圏では、救命救急センターの中濃厚生病院と12の救急告示医療機関（可茂地域7医療機関、武儀地域2医療機関、郡上地域3医療機関）が、救急搬送業務を担っている。しかし、中濃二次医療圏は、県内二次医療圏で人口が二番目に多く、面積についても二番目に広い医療圏ながら、人口10万人当たりの医師数は岐阜県平均の値を大きく下回り、県内二次医療圏で最も医師数が少なく、特に小児科医師不足は顕著な状況である。また、県内消防本部単位における救急搬送不可率は、可茂地域の可茂消防事務組合消防本部が、ワースト1～2位という状況になっており、可茂地域の救急告示医療機関では、救急告示指定を取り下げる医療機関も散見され、また、近隣の救命救急センターもこれ以上の救急搬送の大きな受け入れは困難な状況となっている。

このような現状であるが、当地域では救急告示医療機関の一つである社会医療法人厚生会中部国際医療センターが、救急搬送業務、ウォークイン及びドクターヘリ患者の多くを受け入れていただき、救命救急センターと同等の役割を担っている。

中濃二次医療圏の救急医療状況を総合的に鑑み、新たな三次救急医療機関（救命救急センター）の指定は、この地域の安定的な救急医療体制構築には喫緊の課題であり、また、県内二次医療圏で周産期母子医療センター及び小児救急医療拠点病院が、唯一中濃二次医療圏には指定医療機関がなく、関連の救急搬送は岐阜医療圏への搬送となっている。

以上のことから、下記のとおり、美濃加茂市議会として社会医療法人厚生会中部国際医療センターを三次救急医療機関（救命救急センター）に指定いただくことを切に要望する。

記

- 1 社会医療法人厚生会中部国際医療センターを三次救急医療機関（救命救急センター）に指定すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 岐阜県知事



Walkable City
Minakama